

第218回 内水面漁場管理委員会

1 日時 平成26年11月14日（金） 午後1時30分から

2 場所 長野県長野合同庁舎 南庁舎601号会議室

3 出席者

○漁場管理委員 9名

漁業者代表：藤森寛治、梅戸洋、伊藤喜久雄、高原民子

採捕者代表：田中経人

学識経験者：平林公男、竹原文子、桐生透、高田啓介

○事務局

本井書記長他3名

4 会議事項

(1) 野尻湖におけるオオクチバス等の再放流禁止指示解除の概要について

(2) その他

会長挨拶 議事に入る。

平林会長 まず最初に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員を高原委員、桐生委員にお願いします。

それでは、議事の1「野尻湖におけるオオクチバス等の再放流禁止指示の解除について」審議に入ります。前回の委員会で、審査基準に関する資料の説明等を受けましたので、本日は、追加で必要な資料の説明を事務局から受けることになります。そして、今回の会議の目的は「禁止指示の解除のための審査基準を決定する」ということです。最終的には禁止指示の解除のための審査基準が決定できるように審議をよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料により説明

平林会長 はい、ありがとうございました。今の説明のとおり、本年度委員会として調査をした結果、コクチバスが池尻川の装置2と3の間で第2回の調査で捕獲されました。同様に、池尻川の逸出防止装置の下流で2匹捕獲されたということで、コクチバスが

装置周辺で捕獲されたということです。これらの点を勘案して、次の禁止指示の解除のための審査基準を決めることとなります。原案がないと議論が出来ないと思いますので、私の方から事務局にお願いしまして、今までのことを踏まえて、たたき台を作成していただきました。1期、2期とやってきましたので、逸出するパターンがだいたい分かってきたことと、どういうところをどう改善したらよいかというパターンもほぼ分かってきました。1つの案ということで資料4の審査基準を出させていただきました。まず最初に、資料3までの現状の報告について質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

桐生委員 沈子の破損と逸出魚との時間的な関係はどうなっていますか。

事務局 調査は下流から順にショッカーで逸出魚を捕獲して、次に網をずっと調査しましたので、ほとんどタイムラグはありません。

桐生委員 破損直後に調査をしたのですか。

事務局 それは、わかりません。

高田委員 網の沈子の異常と捕獲された逸出魚との因果関係の有無はこのデータでは何も言えないというのが私の見解です。そこに存在しているのは、逸出した魚がいたという事実です。網がおかしくなっていたということも事実ですが、今の説明では、そこに因果関係があるかのように感じられますが、私は、新しい基準を作るに際し、これを別個のものとして捉えるということで、我々は共通の認識を持つべきだと思います。

平林会長 事実は事実として2つあるわけですが、高田委員のおっしゃるとおり、2つの事実に因果関係があるとして結びつけるかどうかは解釈の問題となります。「2つの事実がある」ということにつきましては、どなたも異論はないと思いますし、「下が開いていたが、それが今回捕獲された2匹かどうか分からない」ということもそのとおりでと思います。

藤森委員 平成26年に逸出が確認されたということですが、25年に許可を出す際にも厳しく管理しなさいということで、管理の仕方を変えましたよね。その結果、24年度は2匹、25年度は2匹、26年度が3匹ということでこの基準でやっていけばある程度おさえていける、その前は、23年度は19匹ということで非常に多かった。これではあまりにも多いという意見があったが、この程度に抑えられるのであれば、

管理方法を変えてその効果があったとみれることはみれるのではないか。さらにその逸出の原因が網に不具合があったということが確認されたということであれば、そこをきちんとやればそれに耐えられるかなと私は思います。それは、今度の基準で対応していただければいいと考えます。

また、調査に関しては、内水面漁場管理委員会が実施していることになっているが、実際は、県内では事務局と水産試験場が実施し、そして漁協が立ち会うということになっており、委員が参加していないので、委員が1年に1回は確認に行き実際の状況を見る必要があると思います。確かに成果が出ているので、私は、それはそれでいいと私は思います。今度新しい管理方法に変えましたが、変えた方法で実施すればさらに効果があると思います。しかし、チェックの際には委員も実際に現場に行って確認することにより納得が出来るような状況にしたほうがいいと思います。

平林会長 藤森委員さんからのお話は、1点目は、「今まで対策を実施してきて、だいたいパターンも分かってきて、ある程度成果も出ているでしょう」ということで、それは解釈のはなしですね。

2点目は、「現地調査の時は、必ず委員の誰かが行くようにしたほうがいい」というご提案をいただきました。

ほかに、何か質問・御意見がありますか。

梅戸委員 現在このような状況で、下流域からのクレーム等がありますか。

事務局 今年度の5月26日に関川水系漁協とお話をする中で、「当初から、上流から流れてきては困る。これまで6年間捕獲されたことはなく、今後も来ないようにしっかりとやらしてもらいたい。」ということでした。

竹原委員 網が壊れていたということに関し、原則毎日漁協さんが目視で点検していたと思いますが、それがいつ壊れたのかははっきりわからないということで、漁協さんが毎日見回ってもらっていても、どの程度きっちり見ているのか私たちにはわからない。マニュアルがこうなっているからということで、毎日とりあえずやっているということになりがちなところもあるのではないかと。そのへんは、漁協さんはどんな感じなのか。毎日同じ方が見回っているのか、それともそれぞれ違う方が違う目で見ているのかをお聞きしたい。

事務局 報告書によると、ほぼ同じ方が毎日見えています。その状況につきましては、報告書からは分かりません。

平林会長 記録は毎日とっていただいている残っており、今までは、それを1年に1回、5月の終わりに提出をしていただいております。

ほかにありますか。

高田委員 さきほど藤森委員から、資料3-2の解釈について発言がありましたが、このデータは私は事実としては認めます。規制を強くした後半の3年間で逸出する魚が減少したことは否定しません。そのように見えます。しかし、この6年間、日数にしてみれば2千数百日、その間バスがその辺をうろうろしており、それでこの回数、日数であるとすると、ある時点でみたときこのような状況であるとした場合、果たして規制の効果でこうなったのかは、私は、信頼度は高くない、むしろこのデータからみんなが共有できる結論には至っていない、最初の3年間の規制、次の3年間の強い規制、それをしてもバスの流出は防げていないという事実だけであると思います。

また、野尻湖につきましては、ここにございますとおり、「再び放流してはいけない、ただし、試験研究による再放流で、かつ、長野県内水面漁場管理委員会が認めた場合、又は漁業権者から解除申請があった場合で逸出防止策が講じられていると委員会が認めた場合は、この限りではない」という、これに申請をあげてきているわけで、この漁場管理委員会で審議をしましょう。ということで御理解をいただければと思います。

平林会長 という御意見で、解釈の仕方はいろいろあると思いますが、それとは別に何か御意見等がありますか。

藤森委員 確かにそういう考え方もできますが、規制をする以前は、野尻湖からバス類は自由に入りをしていたわけで、既に下に流れ出たブラックバスもいるわけです。それが上ったり下ったりするということになると、このブラックバスが本当に野尻湖から出たものなのかその証明が出来ないことになりまして、何が何だかわからないということが現実であるということになります。ただし、そのような数のバスがいたということになると、数が前期よりずっと少なくなっているという事実だけは認定されることになります。そういう見方です。

平林会長 これにつきましては、これからこの委員会の中で、皆さんが、今出していた資料をもとに、次の基準を決める上で、共有し、検討していくということになります。

藤森委員 今、県内で再放流禁止が解除されているのは野尻湖だけですか。

事務局 野尻湖だけです。当時、木崎湖でそういう動きがございましたが、逸出防止が

図られないということで申請はありませんでした。

藤森委員 野尻湖はリリースさせてもいいということですが、持ち込みはありますか。

事務局 持ち込みはだめです。

藤森委員 ブラックバスが少なくなってきたので他から持ってくるというのはだめですか。

事務局 神奈川県のアノ湖や山梨県の河口湖のように漁業権魚種として認められているところは増殖義務があるので、持ち込むというか増やす行為が認められておりますが、野尻湖は漁業権魚種ではありませんので、そういったことは全くできません。外来生物法に縛られて、持ち込むことは出来ません。

藤森委員 漁業権魚種にしてほしいということになった場合どうですか。

事務局 水産庁としては、今回の漁業権の更新に当たりまして、外来生物法がありますので新規には認められないということでした。

平林会長 野尻湖では、そこで捕まえたものを放していいということであって、更に他から持ち込んで放流するといったことはしていないということです。

それでは先に進めまして、この事実を踏まえて、野尻湖漁協さんから、「また継続してやりたい」という申請があがりそうなので、今回はその基準を決めます。第1・2期で逸出したものがありましたので、それに対して1期ではこういう基準でやると、あるいは2期では1期のときに数多く逸出したので、それに加えて網目を小さくしたり、それまで1か月に1度であった点検を「毎日行う」といったことを条件に指示を解除してきたわけです。今回も申請が出てくる可能性が高いので、それに対して、この委員会で審査基準を決めたいということです。それで審査基準を決めるにあたっては、たたき台がなければいけないということで、資料4を準備していただいたということです。

ポイントだけ説明すると、毎日確認することで今までできていたが、「確認をもっときちんとしていただく」ということで、運用のところで記録票をもっと細かくする。例えば網の左側だとか右側だとか下とかスクリーン全体に穴があるかどうかなどを一つ一つチェックしていただくといったような様式にしたらどうかということです。毎日というのは、やるほうとしてはかなり厳しいですが、それ以上厳しくするのは難しいので、運用のところできちんとしていただけるような記録票を作ったらどうかとい

うことです。

もう一つは、報告が、今まで年に一度、5月に報告が上がってきていましたが、何か起きた時に1年前のことをお聞きしてもよくわからないということになってしまうという可能性が高いので、「もう少し報告の頻度を上げていただきましょう」ということです。例えば、春夏秋冬、最低年に4回上げていただくということで、その頻度を四半期ごとという形にしたらどうかというところがポイントになってくると思います。

そのほかに考えられることがいくつかあるかと思えます。網目をもっと小さくするというところもあるかと思えますが、実質的にこれ以上網目を小さくするとメンテナンスが大変だということは、水の中でいろいろ仕事をやっている方はご存じだと思います。いろいろとご検討していただいても結構ですが、そういうことを総合的に勘案してこういった案が出てきております。これについて、御議論いただきたいと思えます。いずれにしても、基準は本日決めていただきますので、まとめる方向で御意見をいただきたいと思えます。

いかがでしょうか。

先ほど竹原さんから、「毎日」ということについて御意見として発言をいただきましたので、「こういうような形をもう少し実質的にやっていただく」ということは一つの案かなと思えます。

竹原委員 考えられることは、最初の時から不備を補っていくという形でやってきていますので、そういう方向でいくより仕方がないという言い方はおかしいですが、画期的な方法があるわけではないという感じがしますので、今日細かくいろいろ決めてもチェックするのは人ですので、そこらへんを漁協さんが目こぼしなくしっかりとやっていただけたらいいと思えます。

田中委員 審査基準の施設の改善点が提案で出てきており、非常にいい方向になってきたなと思えますが、監視体制について、当事者が毎日やっても、魚がいたら捕獲して報告してなんてことはめんどろだということで、目視しても何もなければそれが通ってしまう、当事者がこんなようなことをやっても監視になるのかと思えます。施設のほうの改善点はいい方向のもので出てきたと思えますが、逸出魚の監視体制については、週に1度は他の誰かが立ち会うとか具体的に提案があるわけではありませんが、監視体制を基準の中でもっと厳しくするといった方法があればと思えます。

平林会長 現実的に可能かどうかは別として、いまの御意見は、毎日、地元の漁協の方に監視をやっていただいているが、漁協の方は当事者ですので、そこは、客観的な目で見える機会を（1週間に1度か、1か月に1度かということはわかりませんが）作ったほうがいいのではないかと御意見です。

藤森委員 実際問題、これだけのチェック項目を毎日やるということはできるのだろうか。

事務局 現在、毎日監視がやられており報告があがっておりますが、チェック項目が多くないので漫然とやっているところが多少あるのかもしれない、それが今回の網の破れということに繋がっているのかもしれない。今回容易に逸出出来ない装置とするには、今まで破れた事例がいくつかありましたので、その場所をきちんとチェックしてもらうことが必要ではないかと思います。かなり大変だと思っています。

藤森委員 毎日するという事は大変ですよ。大変だということは、でたらめでもチェックだけすればいいということになってきますよ。無理なことを押し付けて、できもしないことをやらせることはいかがなものかと思います。

平林会長 これは、ものすごく大変なことであると思います。しかし、今毎日やっていただいている、今年度逸出数が0匹であったならば毎日では大変だから「2日に1度ぐらいにしませんか」ということを議論していただければいいかと思いますが、今年度逃げてしまっているという事実は事実なので、それに対しては何らかの対応をせざるを得ないと思います。現在毎日やっていただいておりますので、そのやり方についてチェックしていただくなり、指さしとまではいきませんが○をつけていただくなりして、チェック方法を充実していただくという形でやっていただいたらどうかというのが資料4の内容ということになります。

藤森委員さんのような御意見もありますので、逸出が0匹の期が2回3回と続きましたら、少し見直すという議論もしてみるということもありますが、今回の場合には0ではなくて3匹逸出しておりますので、それに対して、何らかの対応を取らなければいけないと思います。毎日の中でチェックの仕方を「運用上きちんとしていただく」という形が資料4の意味でございます。ご意見をいただければと思います。

いかがでしょうか。

桐生委員 そもそも、みんな禁止されていることをしたいというのが始まりですよ。本来は再放流してはいけないのですが、実際に生計を立てている人がいるから許しているわけです。そうであれば大変とかいうことは当たり前のことで、監視員が毎日1人であろうが4人でチームを組んでやろうが、とにかくやってもらうことです。これは、無報酬でやっているのですか。必要であれば漁協で金を出してやってもらう、漁協の組合員でなくても地元の人を雇ってやらせるようにしないと、人為的なミスは防げないのではないか。それでも難しいと思います。

それと、報告ですが、毎日やるのですから日報としてファックスなりメールなりで

事務局へ送るのは当たり前です。まとめは四半期ごとでも構いませんが、日報は毎日送ってもらうということにした方がいいと思います。

高田委員 私は、そもそも野尻湖漁協さんが漁業権魚種ではない魚を自分たちが資源として管理したいと思っている魚を食われてまで再放流を許可してくれとおっしゃっているわけですね。それだけ聞くと非常に不思議です。自分たちの資源を餌として食われてもいいから許可してください。何の見返りもないように見えるんです。バス釣り券を出すということは漁業権に関わることでするのでされていないと思います。

そのところは、私はよくわからないので横に置いておいて、今回非常に熱心に監視をしていたにもかかわらずミスがあったということなので、もっと厳しくやってねと言っております。私は、これまでも誠意をもって監視をしていたと理解しておりますが、なおかつこういう状態になったということは、一種のヒューマンエラーというものは、いくら熱心に誠意を持ってやっても必ずつきものなのだと思います。人間が関わるものはそうなのであれば、かわりに機械がやれば済むということではないが、人間としてやれることはできるだけやる、それを補える何かがあるのであれば、別にそれをしつらえるというのが普通の考え方であると私は思います。大前提としてオオクチバス等が特定外来魚であるので撲滅させるというのが国の方針ですね。それをあえてしないで再放流する、再放流しなければどうなりますかということに対し、前回の委員会でメモをとっているのですが、オオクチバス等が減ります、資源量に影響します、という回答が事務局からありました。そうであれば、私は、もし再放流を禁止すれば、長野県の中で少しずつでも国の大方針を達成できているのかなと感じました。どうして漁業権者が自分たちの資源であるワカサギなどの在来魚を食べるバス類を再放流していいという許可を求めているのか、いきさつはわかりませんが、逸出がないことを前提に再放流を認めましょうという6年前の規定がありますので、それを遵守して達成するためにはどうするかということは今やっているわけです。私は、人がやる部分はかなり尽くしていると思います。今回資料4(1)の2番目は「逸出防止施設として、新たな施設整備は認めない」となっております。これがないと、水を流すときそこに洗濯機のように、あるいはナイフをぐるぐる回すものを付けるという話がでてきかねないと思っていらっしゃるのかもしれませんが、実は日本ではあまり一般的ではないが、諸外国、特にアメリカには、魚があっち行ったりこっち行ったりさせない、あるいはこっちへ誘導したいといったやり方が結構あります。

根拠なくこういうことを言っはまはすかもしれませんが、私は、漁協さんが漁業権魚種でもないオオクチバス等をこういった特別措置を申請されるのであれば、何等かの利益が野尻湖漁協にはあるのだと思います。じゃあそれに見合うだけの投資をしてください。私は、河川管理の規制、法律といったものは掌握しておりませんので、それについては事務局できちっと詰めていただければなりません、私は一つの案と

して、先ほどから出ているそれぞれの監視される方がきちっと日報を書きいただくといった、人がやれることはできるだけやっておくということについて反対するものではありません。しかし、それを補うものとして施設を考えられたらいかがかと思えます。

こういうものがあるというものが3つほどあります。一つはハイドロスクリーンでドラムのようなものに細かい穴が開いていて水が通るようになっており、それがグルグル回ります。1mm以下の稚魚が通るかもしれませんがそういうものでございます。それから、水の中で圧縮空気により衝撃波を起こして魚を近づけさせないアコースティックダンパーというものがあります。それから、フィッシュバリアーですが、これは、里山でイノシシとかサルなんかは畑に近づけさせないようにする電気柵を水の中に設置する、これは人が触れたら大変なことになるということで現実的ではないと思えます。そのようなものが考案されて、欧米では行政機関が指導というか、担保しております。

長野県のように特殊なオオクチバス等に対する行政の判断を漁業権魚種でもないのにするという事は非常に慎重にならなければならないと思えますし、こういったことを考えることはどうかと思えます。これで3回目ですが、それでまた逃げ出したものがあるということになったら行政としても何やってんだということになり、行政の体面ではなくて、県民あるいは国民から見て、やはり恥ずべきことではないかと思えます。

参考に皆様に回していただければと思います。

平林会長 今、高田委員から「逸出防止施設として新たなものを」という話をいただきましたが、今ある施設については、私がいろんなところからお聞きしていると、神奈川県芦ノ湖や山梨県の河口湖の逸出施設に比べると長野県の野尻湖にはかなりきちんとしたものが設置されていると理解しております。私の認識が違っているといけませんので、県のほうから現在使われている逸出防止施設について情報がありましたら説明いただきたいと思えます。

事務局 第1期目のときに事務局として神奈川県芦ノ湖と山梨県河口湖に現地調査に行きましてその状況を把握してこの委員会にも報告しております。その写真等を見ましたが、網目を含め施設全体としてみれば野尻湖の施設は素晴らしい施設であると聞いております。

藤森委員 確実に防止できる施設があるのであれば、それは費用対効果の問題なので、確実に設置できるのであれば考えればいいが、ここですぐ決定できる問題ではないので、そういうこともあるよということにしてもらえばいい。むしろ、私としては、何年も

この会議に出ているが、管理がだいがきちんとしてきていると思います。なおかつもう少しなにかやったほうがいいんじゃないかという話が出てきているが、毎日チェックするだけの気持ちがあって管理するということであれば、それでやってもらうということでもいいと思います。ただ、高田委員が勘違いされているのは、ブラックバスを釣らせることで収入を得ていた人がいたわけで、実際のところは在来魚が食べられているということとは違う問題なわけです。その辺のところは事務局からきちんと説明していただきたいと思います。

ブラックバスを生かしておくだけではなく、ブラックバスにより収益を上げて生活していた人がいたわけですね。

事務局 当時、ブラックバスやワカサギも含めた釣り客を相手としていた漁協の組合員であるボート屋さんがたくさんいたということです。

田中委員 実際にブラックバスを釣って営業になるということだからやりたいということが主な目的ですね。ですが、先ほどから話を聞いていろいろ矛盾を感じていますが、先週もテレビを見ていたら、ブラックバスを釣る番組をテレビでやっていました。野尻湖をやっていました。今はこれがありますから、野尻湖では船の上で釣ってもすぐその場で放流してしまう。これは、許可されているわけですから野尻湖ではいい。しかし、ブラックバスの釣りに関する番組をいくつか見ておきますと、そうでなくて普通の川でも何でも再放流している、釣りの大会等では釣ったものを持ってきて計って再放流しないということをやりますが、実際に個々でやっている釣り人は釣れてありがたうと言って放流してしまいます。みんな結構そういうことをやっています。

そういうことが実際にあるということを見ると、長野県で野尻湖だけ再放流してもいいということにしていることは、全体にきちんと守られていけないということのを助長してしまう一面もあります。しかし、野尻湖では営業的にやりたいということが主だと思いますので、矛盾はありますが、6年前に認めたということでもありますことから、矛盾はあるけれども、より厳しくして認めるのも方法であると思います。やるなら、もったきちんとやるべきです。

藤森委員 特に諏訪湖は、ブラックバスやブルーギルがものすごく増えています。漁協としては駆除していますが、どうしても釣りたい人がいて、リリースしてはいけませんという指導はしますが、徹底することは大変で、ほかの湖沼でも苦労しています。しかし、野尻湖さんでは、6年前に法律ができる前から生業として行われていたため、特例で認めたという事実があるので、条件付きで認めていくしかないと思います。これでだめだよということにはいかないと思います。

平林会長 ほかはいかがですか。審査基準について発言をいただきたいと思います。

伊藤委員 網の破損ですが、そう簡単に切れるような構造ものを使って管理していることが根本的におかしいと思いますが、実際にバスが引っ掛けて切れたのかは分かりませんと思います。しかし、通常は、横に通っている糸が切れるということはありません。ということは、人的にやっている可能性、疑いもあるわけです。漁協さんの中で、ブラックバスを釣りたい人もいるし、反対する人もいる可能性はあると思います。そこら辺はどういう管理をしているのか。上のネットが破れるとすれば、ある程度の期間、1年経過したら交換するといった条件も出さなければいけないと思いますが、管理としては難しいと思います。今まで管理している人は、そこら辺まで考えて管理しているか疑問に思います。そこら辺についてある程度の内容も条件に加えていった方がいいと思います。

事務局 野尻湖漁協の組合長さんから、網の構造は、網の沈子棒と沈子付の網を結束バンドで繋ぐといった構造は、前後に揺れたとき、網は壊れないが結束バンドが切れる可能性は高いので、構造的には少し変えたいとおっしゃっておいりました。網そのものにつきましては、当初からいろいろな種類の網に交換しておいまして、破けないような種類の網に変えてきておいりますので、以前のようにバッサリと網に穴が開いてしまうようなことは最近なくなっておいります。また、新しい製品ができましたら、それに準じ変えていきたいとおっしゃっておいりましたので、それは柔軟に対応していくと思いいます。今回の申請時には、新しい構造のものに変わっているものと思いいます。

高原委員 オオクチバスは卵を持ち稚魚になりますよね。そういう場合は逸出してしまうということはないのですか。

事務局 今回、捕獲されているのはその年に生まれた稚魚であり、今まで、もっと小さい全長4～5cmのものも獲れたことがあります。通常は今回獲れた全長10cm前後のものが捕獲されています。上には幅2.5cmのバースクリーンが入っておいりますのでそれ以上大きなものは通りません。

平林会長 一つは人為的なミスということで、高田委員さんや桐生委員さんは、「これは、ある程度できるところはきちんとやっていただいて、それをやってもミスが出ることは仕方がない」ということだと思いいます。藤森委員さんも、人為的にできるところはしっかりとやってもらう（それには限界があるが）という御意見だったと思いいます。

もう一つは、高田委員さんからは、「新たな防止施設も今後検討していったらどうか」ということでいくつか提案いただいて、「検討を始めたらどうか」ということでした。

藤森委員さんからも、「今後そういったものも検討していく必要があるのではないか、」
「必要によっては考えていったらどうか」という御意見でした。

以上のことを勘案して、「できるところはきちんとやっていただきましょう」という
ことで、桐生委員さんからは、「日報については毎日事務局へ報告すべきだ」という
御意見も出ていたと思います。

ほかにそういったご意見があれば出していただいて、それを基にして少しずつまと
めていきたいと思います。

竹原委員 事務局からも出ていましたが、天候不良等でオーバーフローがおきた場合の
緊急時の対応をきっちりとしてほしいと思います。1期の一番最初の時にオーバーフ
ローという問題はないんですかという質問を私がしたような気がするんですが、その
時点では、オーバーフローするような状態の場所ではないというようにお答えいただ
いたような気がします。現場を分かっている方がそうおっしゃるのならきっとそう
なんだろうなと思ったんですが、実際には、このところ一時的な大雨が降るようにな
りまして、やはりオーバーフローしてしまったということで、自然の状況が年々変わ
っているような気がしますので、具体的にどうこう言えませんが、そういうこともあ
るものとして、漁協さんも対応する体制を考えていってほしいと思います。

平林会長 緊急時の対応については、事務局からご説明いただいたほうがいいのではな
いでしょうか。例えば「大雨が降って洪水のように水が流れているときはどのように
すればいいか」ということなどについて説明をしていただいた方がいいと思います。

事務局 池尻川の川につきましては河川法の許可を取っていますが、大雨の緊急放水
の場合には網を上げることとなっており、今まで数回あったようです。その場合には、
下流に逸出している可能性が非常に高いので、漁協は下流の逸出調査を必ず行い報告
することになっている状況です。

平林会長 現実はどうなっております、網を上げることになっております。上げるの
で逸出している可能性が非常に高いということです。ただし、そのまま放置するの
ではなくて、その場合には必ず下流で捕獲する。その段階で、「何匹どこで捕れた」とい
うことを必ず報告することになっております。だから、網を上げた場合には必ず捕獲
して、逃げた全部とは言いませんが「逃げたものについてはできるだけ回収しなさい」
というルールで今までやってきているということです。

出ていく個体数が0匹ということはありませんので、そういう対応で現
在やっているということです。

田中委員 先ほど、再放流禁止がなかなか守られていないという話が会長からありますが、……

平林会長 その御意見についてはおそらく広報ということだと思います。きちんとよく知っていただくことが重要だと思います。県も広報ということについては、いろいろな所でやっていただいていると思いますので、それを充実していただく、あるいは今まで以上にやっていただくほかないという御意見だと思います。諏訪湖の場合でも藤森委員さんが広報していただいて、やってはいけないということをしっかり指導しているということをおっしゃっていましたが、県や地元の漁協では、今までずっとそういう活動をされてきておりますので、かなり充実してやっていただいているということでもよろしく願いいたします。

事務局から何かコメントありますか。

事務局 今回、審査基準を決めていただいて、野尻湖漁協さんから申請があり、第3期目に入るということが決まりましたら、県でブラックバス再放流禁止のポスターを作成し、県内の高校・中学を含めまして配布することを考えております。また、ホームページその他いろいろな媒体を使って広報していく予定です。

梅戸委員 今までの皆さんの御意見をお伺いする中で、保守点検は当たり前のことだと思います。その中で、オオクチバス、コクチバスが下流に出ていかないことが第一条件だと思いますので、電気ショッカーを定期的に入れるというようなことも加えていただいた方がいいと思います。

事務局 今現在の申請書の中で、月1回電気ショッカー等による捕獲ですけれど、漁協さんは月1回電気ショッカーによる調査はやっております。

平林会長 他にいかがでしょうか。

そうしましたら少しまとめたいと思います。一応たたき台として資料4に出てまいりました。一つは点検のところで実質的な運用のところですが、毎日の点検は変わらないのですが、こういった項目をチェックする形でお願いしたいということが案として出ております。先ほど藤森委員さんからは、「ちょっとこれは細かすぎるのではないか」という御意見がありました。多くの委員の方からは、「できることはきちんとやってもらいましょう」ということでした。

桐生委員さんの方から、「毎日見ているのであるから毎日事務局へ報告すべきでしょう」という御意見が出ておりました。

もう1点は、資料4の原案の中には毎日毎日漁協でとっている記録票の写しを四半

期ごとに報告すること。これは、桐生委員さんは「日報を毎日あげろ」ということで御意見をいただきました。

一応その2点ですか。他に何かありますか。

あとは、高田委員さんから出ていた、「施設について少し検討を始めること」。今回はちょっと間に合わないかもしれませんが、次の許可の時までにそれを作ることを条件に許可するということですね。

高田委員 間に合うとか間に合わないとかいう問題ではないと私は思います。

平林会長 そうすると、それまでに何か方法を委員会の中で決めて、それを設置して、それが設置された段階で許可を出すということですか。

高田委員 それが条件ということではなくて、いついつまでにとか、それまでの代替の案も出しながらとか、それに替わるものとしてそれまでは大変でしょうがこれをやってください、これができた暁にはそれを少し軽減しても構わない、というような言い方もありません。

平林会長 そうすると、ある程度具体的に絞り込んでいった上で選択して、選択したものがある程度決まったところで、例えば中長期的に「これができるのであればこういうことをしましょう」ということですかね。

高田委員 こちらから、具体的にこれがいいあれがいいということは分かりませんから、やはり、その場その場に合ったものを漁協さんが設置する。先ほど藤森委員がおっしゃったように、費用対効果というものがあると思うんですね。それは大切なことだと思います。漁協さんでボート等で釣りをする人がいるからということを理解していないというご指摘を受けましたが、それを理解した上で、利益を受けるのであれば投資をなささいということですか。

平林会長 ということは、現在のものにプラス「新たな施設を考える」、「漁協さんでそういったものを検討していただきたい」という御意見が一つ出てきているわけですが、ほかに何か論点があれば出していただいて、なければ今の4つあたりのところで少し検討いただきまとめていきたいと思います。

他のところで何かございますか。

平林会長 それでは、特になければ今のところをもう少し議論をしていきたいと思います。まずは、資料4の点検票の件ですが、毎日見ていただいている項目について、この

ようにチェック項目を充実させていき、チェックしていただいて、運用上きちんとやっていただくということですけど、これについていかがでしょう。毎日大変だとは思いますが。

藤森委員 できるんだったらこれでいいと思います。桐生委員がおっしゃったように、ファックスで報告するというのもできるんだったら一番いいことです。事務局が毎日受けてファイルして行って、異常があれば点検票に異常があるということが書かれているので、そのときには現地に行って確認をして話をするという形にすればいい。一番タイムリーに対応できるということが一番いいということです。それができればそれでいいです。

平林会長 先ほどの桐生委員さんの意見では、「できるんだったら」ではなく、「それはやるべきだ」、「当然でしょう」ということだと理解しておりますがいかがでしょうか。他に何かありますか。

高田委員 打てる手はできるだけ打つということです。それが効果があるかないかということは、検証していかなければならないことですが、今、考えつく最善の策は、やるべきだと思います。

平林会長 という御意見が出ましたがいかがでしょうか。

藤森委員 やっていただくということが原則にしたらどうですか。休みであるとか、病気になったであるとかいう場合は仕方ないとして、そうでない限りは原則報告する。そして、異常があったらなるべく早く対処できるようにするということがいいのではないですか。

平林会長 そういう御意見も出ましたが。他の委員の方はよろしいですか。

それでは、そういう形で決めさせていただきたいと思いますが、いいですか。

桐生委員 漁協の問題になると思いますが、監視している人が、毎日漁協の事務所に来れるか疑問に思っています。来れない場合は誰か頼まなければいけません。ということになると、漁協の中に逸出防止監視のための組織を作っておいて、そこで回した方がいいのではないかと思います。それぐらいの体制をとっておかないと、病気とか事故とかあるとできないので、すぐにでも代替りの人が出られるようなことでやったほうがいいのではないかと思います。それは漁協さんが考えることだとは思いますが。

平林会長 そのようなご提案をいただきました。そういったことを参考にさせていただいて、漁協で対応していただくということでよろしいですか。

あまり委員会の中で、ここまで決めることではないと思います。漁協さんにもご都合があると思います。

今の桐生委員さんの御意見を参考にさせていただいて、出来るだけ複数で対応していただいて、うまく回るように工夫していただく。ということで決めたいと思います。

それではそのようなことにさせていただきます。

項目については、ここにあるような隙間の有無であるとか、その状況等の項目についてチェックをしていただくということでよろしいですかね。

それから、高田委員さんから出された先ほどの施設の件ですが、「漁協のほうでそういった施設を検討してほしい」ということですが、これはできることからということですか。それとも、ある程度何か、先ほど高田委員さんから資料を回してもらったものを見て参考にしながら、漁協さんのほうでそれを見て、何らかの対応をしてほしい。施設を作ってほしい。ということをごここでいうのか、それとも検討してほしいということなのか、どういうお考えでそういったご意見を出していただいたのか。少し補足説明してください。

高田委員 施設については、究極的には、作らないとならないものだと思います。この許可を出すからには、逸出0が目的なのですから、打てる手はすべて打つ、人の方は手を打つ、今提案されたことをすべてやる、これはいいことであるし私も大賛成です。それだけでは十分ではない。それでも今はまだ出ているわけですから、それを防ぐためにどうするかということは物理的な対応をするしかない。その効果がどの位あるのかということについて、私は検証できません。だから、先ほど藤森委員がおっしゃったように、費用対効果から、これが効かなければどうしてくれるのかということをお私に言われても、実は自信はないです。ですが、遠目では、それに関し（アメリカの）州政府ではマニュアルとして膨大なものを出しております。ですから、我々が遠目から見ればそれなりの効果がある。そこのところを導入するには、今日ここで導入を検討しなさいと言っても、なかなかそうはいかないと思います。それは私も受け入れません。だけど、じゃあここに載せないかというのと、やはり、我々も前回と同じ審査基準で、人間的な対応を強化しただけで通してしまうのはいかがなものかと思えます。このところでは、やはり一つうたっていかねばいけないうらう、何らかの形であらうことはできませんか。私は、即実現しないと審査基準に適合していないということは現実的ではないと思います。そこは事務局のほうで、それを何とか盛り込めるようにしてもらいたい。あからさまですよね。新たな施設整備を求めないというのは。なぜ、これを言わなければいけないのですか、と私は思いました。なぜ、これが基準なのか。基準というのは規制です。私は、この項目については、非常に違和感を覚え

ます。ですから、それに替わる何かについて検討を始めることが必要である、3年間でどういうところまでこの検討するのか、実際に設置まで行けばいいですが、それをちゃんとこちら側が指導できるようにする。県の水産試験場には、これについて、私よりはるかに詳しい人がたくさんいると思いますので、その方々が、どこまで漁協さんが取り組んで実際に検討されたものに対していろんな案、知恵を出して、県の方も共有して、というところですよ。

平林会長 わかりました。この「新たな施設整備を求めない。」というところが問題ではないかということですね。

例えば、「施設を検討するといったような形で動かしていく」といったことですかね。「求めない」と書くと、全くこれで求めなくてそのままということになるので、少なくとも検討してもらおうというようなニュアンスで、この「求めない」ということを書かないということだと思います。

そういう論点だと思いますが、どうでしょうか。

藤森委員 いいものがあるのであれば使えばいいことだと思います。今ある設備と今の管理方法でもって、とりあえず安全だということであればいいが、時代とともにいいものがどんどん開発されるので、いいものがあるってコストも十分ペイできるところであれば、持ってきて設置するというのもやぶさかでないと思います。そういう趣旨でこの文書をそのような形に変えてやるというのでどうですか。

平林会長 事務局でコメントありますか。

事務局 特にありませんが、河川法などの法律が施設を作るときに関係してくることと、電力会社の施設内というところもあり、電力会社は発電の施設として申請されておりますので、この逸出防止施設をそこに作るということは目的外使用の工作物になってしまうのでできないと聞いております。電力会社の管理区域以外でもっとコストパフォーマンスがよくて、更に逸出防止が図れる施設があるか検討してもらおうということでしょうか。

高田委員 今の説明は、発電所の敷地内ではダメということですが、野尻湖全部が発電所の敷地ではありませんよね。

事務局 そうです。ただ、取水口の部分については、さらに大きく発電所の所有となっており、さらに周りに網をかけようという案が当初ありましたが、それは現実的に難しいということになりました。しかし、我々も、もう少し状況を勘案して考える必要

があると思います。

藤森委員 高田委員が提案している資料の中に、電気スクリーンによる方法がありますね。それだったらできないこともないのではないのでしょうか。

高田委員 万が一、子どもなんか触れたらどうします。

藤森委員 やってるところがありますよ。

高田委員 知りませんでした。

藤森委員 ただし高いので、費用対効果の問題で、もっと安くて効果のあるものがあるのなら、それは検討してみる余地はあると思います。いろいろな目で見るということではないですか。

平林会長 このところの文章で、「求めない」というところを、今の御意見等も踏まえて「検討する」というようにしてみたらどうでしょうか。あったら検討するといったような……。高田委員どうですか。

高田委員 求めるのが基準であって、最初から求めないというのはおかしいと私は思いますので、これは削除です。

平林会長 ほかの委員の方がいかがでしょうか。

平林会長 ただし書きという御意見と、新たな施設の設置を求めないというのを削除して……

藤森委員 削除するのではなくて、逸出施設として有効なものがあったら導入について配慮するとか、そういうことです。

前向きに検討してほしいということですよ。

桐生委員 新しい施設を考えなさいということですよ。

高田委員 それを盛り込みたいんですが、求めないということを最初に宣言してしまうと、網をかけるときに網の目はありませんと言っているのと同義です。したがって、私は承服しかねます。

藤森委員 文書を変えるんでしょ。

高田委員 変えるのではなくて、求めないという部分を削除です。求めないというのは基準ではありません。なんでここでうたうんですか。普通、審査基準というものは、こういうことが必要ですということが列挙されているものです。求めないということを誰も列挙しませんよ。

平林会長 それもそうですね。事務局でこれを削除すると困ることはありますか。いいですよすね。

それでは、今の御意見を踏まえて、ほかの委員の方がそれで特に問題がないというのであればこれを削除して、趣旨としては、先ほど藤森委員さんあるいは桐生委員がおっしゃったとおり、「いいものがあれば前向きに検討してほしい」という項目を一つ新たに加えていただくということにすれば、おそらくこの委員会の中で何とかまとめるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

今、ここで文章について何とも言えないのですが、今、皆さんから出た意見の趣旨を汲んでいただいて事務局のほうで美しい文章を作っていたいただきたいと思います。

事務局 より効果がある施設があればそれを検討するといった形でいいですね。

平林会長 そうですね。そういう項目を一つ入れていただくということにしておけば、おそらく皆さんたちの言っている趣旨が全部汲まれると思います。そういう形でよろしいですかね。

では、そういうことで決めさせていただきます。

確認しますと、逸出防止施設として新たな施設整備を求めないという文章を削除して、今の趣旨の文章を入れていただくということが一点。

二点目は、記録については、ファックスで原則毎日、事務局へ報告していただくということ。

三点目は、毎日実施する施設の点検項目については、ここにあるような項目によりチェックしていただき点検するということ。

それから、提案として、桐生委員から出た、漁協さんのほうで、一人の方が見回りをやるのではなく、チームを作られて対応された方がいいのではないかなという提案をしていただいたというところが、今日のポイントですが、よろしいですか。何か落としているところがあれば補足していただきたいと思います。その三点と補足が一点ということで整理できると思います。

よろしいですか。それでは、そんな形で審査基準を決めていただきます。他に何か

ありますか。

事務局 最後の報告ですが、四半期ごとの報告はなしということによろしいですか。

平林会長 いかがでしょうか。

毎日毎日上がってくるわけですから、いいですかね。事務局でしっかり（報告を）まとめてください。

ほかに何かありますか。

それでは、基準についてはそういうことで決めさせていただいたということにします。

平林会長 議事を次に進めます。その他ですが事務局からお願いいたします。

事務局 資料により説明

平林会長 何か質問ございますか。

田中委員 前回お願いしたわけですが、これを見ますとアンケートですから未確認のところが相当ありますし、感じですがもう少しあるのではないかという気がします。今回はこういう機会に出していただきました。お伺いしたいのは、今年の6月に、内水面漁業の振興に関する法律が成立しましたが、こういったものをきちんと調査してきちんと対応しなさいという法律が成立しているわけです。今回この法律を見て、今回、長野県として、この法律を踏まえて、どんな施策を考えているのでしょうか。

事務局 今回成立しました内水面漁業振興法では、国が基本姿勢を示して、それに基づいて県が県計画を立てることができるということになっております。長野県としては、法律の趣旨にのっとりまして、これから県の計画を立てることを検討しております。

現在、外来魚の駆除につきましては、漁協さんに支援を行っているわけですが、引き続き支援をしてまいります。

田中委員 私が申し上げたいことは、この法律ができて、日本の屋根である長野県が、この法律に基づいて積極的に調査なり施策をする公共団体です。市町村ではどうしようもないことです。長野県がこれにのっとり模範的なこういうアンケートぐらいではなくて、きちんと予算を盛って県内のブラックバスの生息状況をきちんと調査をして、こういう問題が出たらこういうようにするといった必要があると思います。従いまして、この法律に基づいて、長野県として積極的に法律に基づいた施策をやっていくと

いうことを是非強く申し上げておきます。

平林会長　そういう御意見、御要望ですので、是非、県としても御要望、御期待に応えていただけるように、積極的に今まで以上に力を入れていただきたいという田中委員さんからの御意見でした。

藤森委員　田中委員さんから話がありましたが、内水面漁業の振興に関する法律は、6月20日に議会で可決されました。

田中委員さんがおっしゃるように県が計画を立てます。県が立てた計画を国が見て、国がOKすれば支援するというような形に法律はなっています。その法律どおりに国が動き始めておりますので、おそらく来年4月までに形が見えてくると思います。優秀な県の職員がいますから、きちんとした計画を立てると思います。

平林会長　ほかに今のところで何かありますか。

このアンケート調査は、生息水域は漁業権漁場を対象としており、ため池は含まれてはおりません。そういった条件のデータということです。

他に資料7の1、2で何かありますか。

竹原委員　ダムのところ、黒塗りのところと白抜きのあるところがありますが、何か違いがありますか。

事務局　この資料は、建設部から借りてきたもので元々そうになっていたものです。ブラックバスとの関連はございません。

平林会長　他に何かございますか。オオクチバス、コクチバスの生息状況について、前回要望があり、至急ということを出していただきました。

これから計画を立てていただいて、これに対する対策を進めていただけたらと思います。

それでは、特になければ資料7につきましてはこれで終わりとさせていただきます。

その他について、事務局から何かありますか。

事務局　事務局から説明することは何もございません。

平林会長　委員の方から何かありますか。

平林会長 それでは、これで議事の全てを終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

事務局 本日は、お忙しい中、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。これをもちまして、第218回内水面漁場管理委員会を閉会といたします。

議事録署名委員 高 原 民 子 ⑩

議事録署名委員 桐 生 透 ⑩